

公益財団法人広島県漁業振興基金就漁奨学金貸与事業実施細則

(趣旨)

第1条 この法人は、広島県民の家族で将来漁業に従事しようとするものに対し、予算の範囲内において奨学金の貸与を行うものとし、その貸与に関しては、定款及び業務方法書に規定するもののほか、この細則に定めるところによる。

(資格)

第2条 前条の奨学金（以下「就漁奨学金」という。）の貸与を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 広島県民の家族であること。

(2) 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。

ア 広島県内の高等学校（理事長がやむを得ない事情があると認める者については広島県外の高等学校を含む。）に在学中の者

イ 広島県外の高等学校の在学中の者で、漁業に関する教科を履習するもの

ウ 大学（大学校を含む。）に在学中の者で、漁業に関する教科を履習するもの

(3) 高等学校又は大学（以下「学校」という。）における課程を修了（以下「卒業」という。）した後、広島県内において永続的に漁業に従事（基幹的漁業従事者として、年間を通じ主に漁業に従事することをいう。以下同じ。）しようとする者であること。

(4) 就漁奨学金に類する他の奨学金を受けていない者。ただし、公益財団法人漁船海難遺児育英会の奨学金を受けている者はこの限りではない。

(貸与条件等)

第3条 就漁奨学金の貸与額、貸与期間、返還期限、返還方法及び利率は、次のとおりとする。

貸 与 額	貸 与 期 間	返還期限	返還方法	利 率
第2条第2号アに 該当する者 月額 公立 18,000円 私立 25,000円 第2条第2号イに該 当する者 月額 35,000円 第2条第2号ウに該 当する者 月額 45,000円	貸与決定の際、 定める月から学 校を卒業する日 の属する月まで	学校を卒業し た日の属する 月の翌日から 5年以内	原則として、 元金均等年賦 又は半年賦返 還	年2% ただし、貸与 期間中は無利 息

2 就漁奨学金は原則として、4半期ごとに、3ヶ月分を合わせて交付する。

(申請の手続)

第4条 就漁奨学金の貸与を受けようとする者は、就漁奨学金貸与申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、理事長が別に定める期日までに理事長に提出しなければならない。

- (1) 本人の居住地の漁業協同組合長又は学校長の推薦書（別記様式第2号）
- (2) 前年度分の学業成績証明書
- (3) 在学証明書
- (4) 医師の証明する健康診断書
- (5) その他理事長が必要と認める書類

2 就漁奨学金貸与申請書には、連帯保証人2名が連署しなければならない。

3 本人が成年に達していないときは、前項の連帯保証人のうち1名は、親権者又は後見人でなければならない。

（貸与の決定）

第5条 就漁奨学金貸与は別に定める就漁奨学金貸与者選考委員会（以下「委員会」という。）において決定する。

（貸与決定の通知）

第6条 理事長は、委員会の報告を受け、就漁奨学金貸与決定通知書（別記様式第3号）を推薦者である漁業協同組合長又は学校長を経て本人に交付するものとする。

（学習状況の報告）

第7条 就漁奨学金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、理事長が別に定めるところにより、学習状況に関する報告書を提出しなければならない。

（貸与期間中の異動の届出）

第8条 奨学生（奨学生の死亡又は失そうした場合においては連帯保証人）は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、すみやかに異動届（別記様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 奨学生が転校したとき
- (2) 第2条第2号イ又はウに該当する奨学生が漁業に関する教科の覆習を中止したとき
- (3) 奨学生が1か月以上休学したとき
- (4) 奨学生が退学したとき
- (5) 奨学生が死亡又は失そうしたとき
- (6) 就漁奨学金の貸与を受けることを辞退するとき
- (7) 奨学生が復学したとき
- (8) 奨学生又は連帯保証人の住所・氏名その他重要な事項に異動があったとき

（貸与の停止又は中止）

第9条 理事長は、奨学生が1か月（病気による場合は3か月）以上休学したときは、就漁奨学金の貸与を停止するものとする。

2 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、就漁奨学金の貸与を中止し、その旨を本人へ通知するものとする。

- (1) 第2条第2号に掲げる要件を欠くに至ったとき
- (2) 休学し、1年以内に復学しないとき
- (3) 就漁奨学金の貸与を受けることを辞退したとき
- (4) 学習状況が不良となったと理事長が認めたとき
- (5) その他就漁奨学金を貸与することが適当でないと理事長が認めたとき

3 奨学生が、就漁奨学金の貸与を中止されたときは、第3条の規定に準じて貸与を受けた就漁奨学金を返還しなければならない。この場合、返還期限及び利息を付する起算日は、前項の規定により理事長が通知した日の属する月の翌月1日とする。

(借用証書の提出)

第10条 奨学生は、最終回の就漁奨学金の交付を受けたとき又は就漁奨学金の貸与を中止されたときは、すみやかに借用証書（別記様式第5号）を理事長に提出しなければならない。

2 借用証書には、連帯保証人が連署しなければならない。

(就業状況の報告)

第11条 奨学生は、卒業後1か月以内に就業状況報告書（別記様式第6号）を理事長に提出しなければならない。

2 奨学生は、就漁奨学金の返還が終了するまで理事長から就漁状況等について報告を求められたときは、定められた期日までに報告しなければならない。

(返還の猶予)

第12条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合において、本人から当該事由発生後30日以内に返還猶予願（別記様式第7号）の提出があったときは、就漁奨学金の返還を相当期間猶予することができる。

- (1) 漁業に従事した場合
- (2) 広島県内の水産業協同組合、漁船保険組合、漁業共済組合に就職した場合
- (3) 進学した場合
- (4) 疾病又は障害が発生した場合
- (5) その他特別の事由が発生した場合

2 就漁奨学金の返還猶予期間中は、利息を免除する。

(返還の免除)

第13条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合において、本人（本人が死亡又は失った場合にあつては連帯保証人）から、返還免除額（別記様式第8号）の提出があったときは、就漁奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 漁業に従事した場合

- (2) 広島県内の水産業協同組合，漁船保険組合，漁業共済組合に就職した場合
 - (3) 死亡又は失そうした場合
 - (4) 身体又は精神に著しい障害を生じ長期にわたって回復の見込みがないと医師が診断した場合
- 2 前項第1号及び第2号の事由により返還を免除する額は、次の算式によって計算して得た額とする。

$$\text{返還免除額} = \frac{\text{就漁奨学金}}{\text{貸与額}} \times \left[\frac{\text{漁業従事年数}}{\text{奨学金貸与年数} \times 2} \right]$$

年数に1年未満の端数があるときは、6か月以上は切り上げ、5か月以下は切り捨てる。

(延滞金等)

- 第14条 奨学生は就漁奨学金を返還期日までに返還しなかったときは、返還期日の翌日から返還までの日数に応じ、その延滞した額につき10.95パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。
- 2 延滞金の額が1,000円未満の場合は全額を切り捨て、1,000円以上の場合は100円未満の端数を切り捨てるものとする。
 - 3 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、申請により利息又は延滞金の全部又は一部の支払いを免除することができる。

附 則

この実施細則は、平成23年4月1日から施行する。

この実施規則は、平成25年4月1日から施行する。(一部改正)

様式第1号（第5条関係）

就 漁 奨 学 金 貸 与 申 請 書

平成 年 月 日

公益財団法人 広島県漁業振興基金理事長 様

申 請 者 住所
フリガナ
氏名 ⑩
(平成 年 月 日生)

親権者（後見人）住所
連帯保証人 氏名 ⑩
(本人との続柄 年令 才)

連帯保証人 住所
氏名 ⑩
(本人との続柄 年令 才)

私は、就漁奨学金の貸与を受けたいので、連帯保証人となる者と連署し、関係書類を添えて申請します。

なお、学校卒業後は、基幹漁業従事者として漁業に従事します。

- 1 貸与希望月額 円
- 2 貸与希望期間 平成 年 月から平成 年 月まで
- 3 学校名 高校 科 学年
大学（又は大学校） 学部 学科 学年
- 4 他の奨学金の受給の有無（予定を含む）

有 [受給先名・金額]

無

(注) 申請時、別紙「経営概要書」を添付すること。

経営概要書

1 家族（本人も含む。）

氏名	年齢	性別	本人との続柄	職業	漁業 従事日数	漁協 加入状況

注 漁協加入状況は、正、准、未加入の区分を記入すること。

2 漁業経営の現況

区 分	現 況				
(1) 漁業種類	漁業				
(2) 漁船（隻数、トン数、馬力） 養殖施設（施設数、規模）	隻	トン数	馬力		
(3) 漁業収入 (A)					千円
漁業支出 (B)					千円
漁業所得 (C) = (A) - (B)					千円
漁業外所得 (D)					千円
漁家所得 (E) = (C) + (D)					千円
(4) 生産量, 生産額					
区 分	漁船漁業関係		養殖関係		合計
	生産量	生産額	生産量	生産額	生産額
魚 類	kg	千円	Kg	千円	千円
貝 類					
その他水産動物					
草 類					
合 計					

3 その他の参考事項

様式第2号（第5条関係）

推 薦 書

平成 年 月 日

公益財団法人 広島県漁業振興基金理事長 様

漁業協同組合
代表理事組合長

㊞

又は 水産高等学校
校長

㊞

次の者を、就漁奨学金の貸与者を受ける適格者と認め、意見を付けて推薦します。

住 所

氏 名

意見

様式第3号（第7条関係）

就漁奨学金貸与決定通知書

平成 年 月 日

様

公益財団法人 広島県漁業振興基金

理事長

⑩

平成 年 月 日付で申請のあった就漁奨学金の貸与については、次のとおり決定しました。

- 1 決定番号 平成 年度第 号
- 2 貸与月額 金 円
- 3 貸与期間 平成 年 月分から平成 年 月分まで

様式第4号(その1)(第8条関係)

異 動 届
(転 校)

平成 年 月 日

公益財団法人 広島県漁業振興基金理事長 様

(奨学生決定番号 平成 年度第 号)
奨 学 生 氏 名 ⑩
連帯保証人氏名 ⑩
連帯保証人氏名 ⑩

次のとおり転校しました。

- 1 転校した日 平成 年 月 日
- 2 転入学校科名
- 3 理 由

上記のとおり証明します。

平成 年 月 日

転入学校長 ⑩

様式第4号(その2)(第8条関係)

異 動 届
(履 習 中 止)

平成 年 月 日

公益財団法人 広島県漁業振興基金理事長 様

(奨学生決定番号 平成 年度第 号)
奨 学 生 氏 名 ⑩
連帯保証人氏名 ⑩
連帯保証人氏名 ⑩

次のとおり漁業に関する教科の履習を中止しました。

- 1 履習を中止した日 平成 年 月 日
- 2 理 由

様式第4号(その3)(第8条関係)

異 動 届
(休 学)

平成 年 月 日

公益財団法人 広島県漁業振興基金理事長 様

(奨学生決定番号 平成 年度第 号)
奨 学 生 氏 名 ⑩
連帯保証人氏名 ⑩
連帯保証人氏名 ⑩

次のとおり休学しました。

1 学 校 名

2 休学期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

3 理 由

上記のとおり休学を許可したことを証明する。

平成 年 月 日

学校長 ⑩

(注) 1 疾病又は障害の場合は、医師の診断書を添付すること。

様式第4号(その4)(第8条関係)

異 動 届
(退 学)

平成 年 月 日

公益財団法人 広島県漁業振興基金理事長 様

(奨学生決定番号 平成 年度第 号)
奨 学 生 氏 名 ⑩
連帯保証人氏名 ⑩
連帯保証人氏名 ⑩

1 学 校 名

2 退学した日 平成 年 月 日

3 理 由

上記のとおり退学したことを証明する。

平成 年 月 日

学校長 ⑩

別記様式第4号(その5)(第8条関係)

異 動 届

(死亡・失そう)

平成 年 月 日

公益財団法人 広島県漁業振興基金理事長 様

連帯保証人氏名

㊞

連帯保証人氏名

㊞

次の奨学生が死亡(失そう)しました。

- 1 奨学生決定番号
- 2 学 校 名
- 3 奨 学 生 氏 名
- 4 死亡(失そう宣言) 期日 平成 年 月 日

(注) 1 戸籍抄本を添付のこと。

別記様式第4号(その6)(第8条関係)

異 動 届

(辞 退)

平成 年 月 日

公益財団法人 広島県漁業振興基金理事長 様

(奨学生決定番号 平成 年度第 号)

奨 学 生 氏 名

㊞

連帯保証人氏名

㊞

連帯保証人氏名

㊞

次のとおり就漁奨学金の貸与を辞退いたします。

- 1 学 校 名
- 2 辞退する月 平成 年 月以降
- 3 理 由

別記様式第4号(その7)(第8条関係)

異 動 届
(復 学)

平成 年 月 日

公益財団法人 広島県漁業振興基金理事長 様

(奨学生決定番号 平成 年度第 号)
奨 学 生 氏 名 ⑩
連帯保証人氏名 ⑩
連帯保証人氏名 ⑩

次のとおり復学しました。

- 1 学 校 名
- 2 復学した日 平成 年 月 日
- 3 卒業予定時期 平成 年 月
- 4 貸与希望期間 復学した日から平成 年 月まで

上記のとおり復学したことを証明します。

平成 年 月 日

学校長 ⑩

別記様式第4号(その8)(第8条関係)

異 動 届

平成 年 月 日

公益財団法人 広島県漁業振興基金理事長 様

(奨学生決定番号 平成 年度第 号)
奨 学 生 氏 名 ⑩
連帯保証人氏名 ⑩
連帯保証人氏名 ⑩

次のとおり(本人, 連帯保証人)について異動がありました。

- 1 異 動 の 種 類
- 2 異動があった日 平成 年 月 日
- 3 異 動 の 内 容
- 4 異動の理由その他参考事項

様式第5号（第10条関係）

収 入
印 紙

貸与決定 年度番号	年度	第 号
奨学生氏名		
所属漁協	漁協	

借入金総額	金 円									
利 率	年 2 % ただし、平成 年 月 日までは無利息とする。									
返 還 期 限	平成 年 月 日									
元金の返済方法	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円
	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円	平成 年 月 日	金 円
利息の支払方法	毎年 月 日及び 月 日とし、利息支払期日にその日までの利息を支払います。									
元利金の支払場所	直接貴基金又は貴基金の指示した場所に持参して支払います。									
延 滞 金	支払い期日までに元金の支払いをしないときは、年 10.95%の割合で計算した延滞金を支払います。									

債務者は、奨学生として上記のとおり就漁奨学金の貸与を受けました。ついては、公益財団法人広島県漁業振興基金奨学金貸与事業実施細則承知の上、上記条件に従い債務の履行をいたします。

保証人は、債務者がこの約定によって負担する一切の債務について、債務者と連帯して保証債務を負い、その履行についてはこの約定に従います。

平成 年 月 日

公益財団法人 広島県漁業振興基金理事長 様

債務者 住所
(奨学生) 氏名 ⑩

連帯保証人 住所
氏名 ⑩

連帯保証人 住所
氏名 ⑩

(注) 裏面に、公益財団法人広島県漁業振興基金就漁奨学金貸与事業実施細則の第10条から第12条までの規定を参考として記載する。

(参考)

第10条 奨学生は、卒業後1か月以内に就業状況報告書(別記様式第6号)を理事長に提出しなければならない。

2 奨学生は、就漁奨学金の返還が終了するまで理事長から就漁状況等について報告を求められたときは、定められた期日までに報告しなければならない。

(返還の猶予)

第11条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合において、本人から当該事由発生後30日以内に返還猶予願(別記様式第7号)の提出があったときは、就漁奨学金の返還を相当期間猶予することができる。

- (1) 漁業に従事した場合
- (2) 広島県内の水産業協同組合、漁船保険組合、漁業共済組合に就職した場合
- (3) 進学した場合
- (4) 疾病又は障害が発生した場合
- (5) その他特別の事由が発生した場合

2 就漁奨学金の返還猶予期間中は、利息を免除する。

(返還の免除)

第12条 理事長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合において、本人(本人が死亡又は失そうした場合にあっては連帯保証人)から、返還免除額(別記様式第8号)の提出があったときは、就漁奨学金の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 漁業に従事した場合
- (2) 広島県内の水産業協同組合、漁船保険組合、漁業共済組合に就職した場合
- (3) 死亡又は失そうした場合
- (4) 身体又は精神に著しい障害を生じ長期にわたって回復の見込みがないと医師が診断した場合

2 前項第1号及び第2号の事由により返還を免除する額は、次の算式によって計算して得た額とする。

$$\text{返還免除額} = \frac{\text{就漁奨学金}}{\text{貸与額}} \times \left[\frac{\text{漁業従事年数}}{\text{奨学金貸与年数} \times 2} \right]$$

年数に1年未満の端数があるときは、6か月以上は切り上げ、5か月以下は切り捨てる。

様式第6号（第11条関係）

就 業 状 況 報 告 書

平成 年 月 日

公益財団法人 広島県漁業振興基金理事長 様

(奨学生決定番号 平成 年度第 号)

奨 学 生 氏 名 ⑩

連帯保証人氏名 ⑩

連帯保証人氏名 ⑩

就業状況を次のとおり報告します。

1 就業状況等

区 分	就業年月日	内 容
1 漁業に従事		(1) 漁業種類 (2) 年間漁業従事見込日数 日 (3) 漁業形態（該当分を○で囲む） 独立 家族と共同 雇われ (4) 協同加入の有無（該当分を○で囲む） 有（正，准），無
2 系統団体へ就職		組合名
3 会社等へ就職		会社名（又は商店名）
4 進 学	——	学校名
5 無 職	——	

2 家族の状況（1の（1）に該当する場合のみ記入）

氏名	年齢	性別	本人との続柄	職業

3 漁業経営計画（1の（1）に該当する場合のみ記入）

区分	金額
漁業収入 (A)	千円
漁業支出 (B)	
漁業所得 (C) = (A) - (B)	
漁業外所得 (D)	
漁家所得 (C) + (D)	

上記のとおり就業（就学）していると認められます。

平成 年 月 日

漁業協同組合
代表理事組合長

Ⓔ

様式第7号（第12条関係）

返 還 猶 予 願

平成 年 月 日

公益財団法人 広島県漁業振興基金理事長 様

(奨学生決定番号 平成 年度第 号)

奨 学 生 氏 名 ⑩

連帯保証人氏名 ⑩

連帯保証人氏名 ⑩

次のとおり就漁奨学金の返還を猶予して下さるよう関係書類を添えてお願いします。

- 1 理由の発生した日 平成 年 月 日
- 2 理 由
- 3 猶 予 希 望 期 間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

上記の理由が発生していると認められます。

平成 年 月 日

漁業協同組合

代表理事組合長

⑩

(注) 進学の場合は在学証明書，疾病（障害）の場合は医師の診断書，水産業協同組合等に就職した場合はその旨の証明書，漁業に従事した場合は就業状況等を記載した書面（様式第6号に準じた内容を記載すること。）

様式第8号（第13条関係）

返 還 免 除 願

平成 年 月 日

公益財団法人 広島県漁業振興基金理事長 様

(奨学生決定番号 平成 年度第 号)

奨 学 生 氏 名 ⑩

連帯保証人氏名 ⑩

連帯保証人氏名 ⑩

次のとおり就漁奨学金の返還を免除して下さるよう関係書類を添えてお願いします。

- 1 返還を要する額 円
- 2 免除を希望する額 円
- 3 理由の発生した日 平成 年 月 日
- 4 理 由

上記の理由が発生していると認められます。

平成 年 月 日

漁業協同組合
代表理事組合長

⑩

(注) 死亡(失そう)の場合は戸籍抄本, 身体(精神)障害の場合は医師の診断書, 水産業協同組合等に就職した場合はその旨の証明書, 漁業に従事した場合は就業状況等に記載した書面(様式第6号の準じた内容を記載すること。)